

太田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第50号

太田市印鑑条例の一部を改正する条例

太田市印鑑条例（平成17年太田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。